

# 山手南自治会デジタル化推進の取り組み

---

2022年度山手南自治会

2023年2月25日

## ① 山手南自治会の紹介

- ・ロケーション
- ・自治会組織の概要
- ・自治会が抱える課題と存在価値

## ② デジタル化の推進について

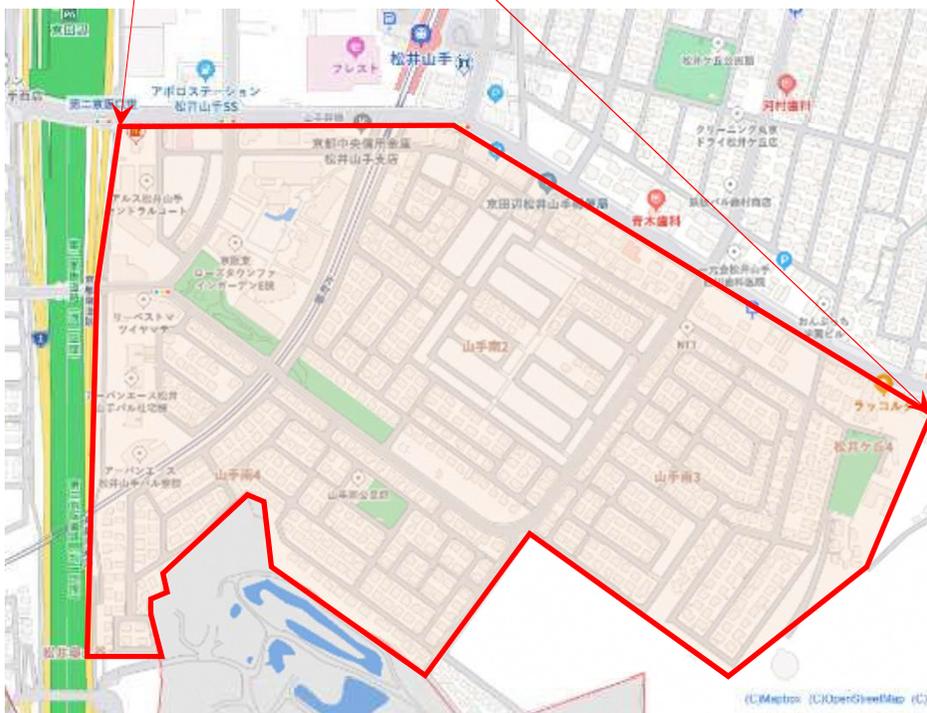
- ・山手南公式ホームページ新設
- ・規約等の整理
- ・スケジュール

## ③ 助成金の活用事例

- ・公民館に手作りデジタル掲示板設置

# 山手南自治会の紹介

## ☆山手南自治会 ロケーション

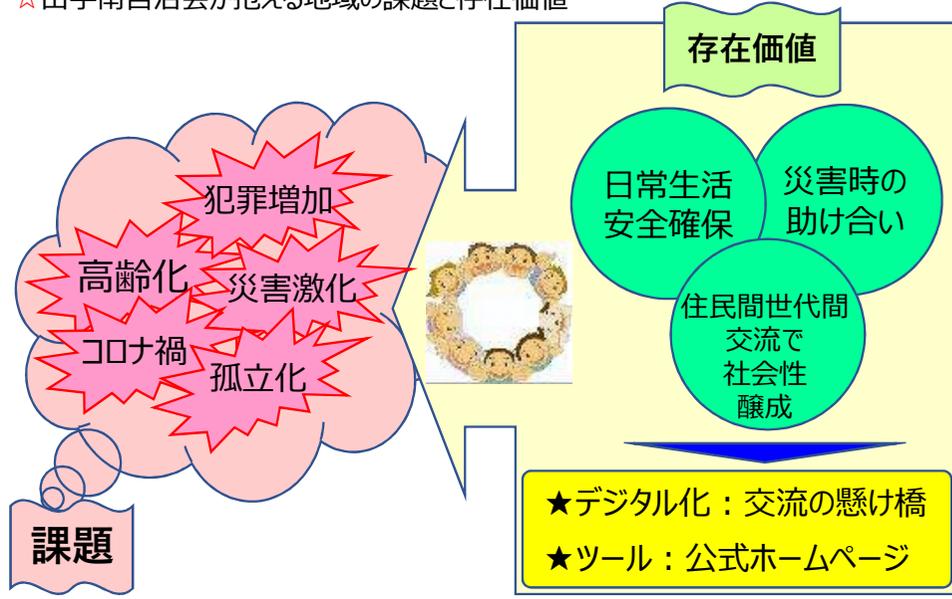


## ☆山手南自治会 組織の概要

2023年2月現在

山手南自治会（親会）	1120世帯
第一ブロック（戸建、リーベスト、アルス）	744世帯
第二ブロック（ファインガーデン）	339世帯
第三ブロック（NTT）	37世帯

## ☆山手南自治会が抱える地域の課題と存在価値



## 山手南自治会ホームページ設立の目的と方向性

### <大目的＝目指す姿>

山手南地域の住民誰もが安全・安心そして、快適に暮らせる街づくり。  
(一手段として) デジタルツールの「山手南自治会公式ホームページ」を開設する。

### <ホームページの目的>

- ①有益情報の共有・迅速化
- ②住民間のコミュニケーション活性化

### <ホームページの役割・特徴>

- ①情報の速報性－掲示板としての運用
  - ・回覧情報
  - ・緊急情報（防犯・防災・環境衛生）
  - ・行事の開催や延期の連絡及び募集
- ②コミュニケーション促進ツール
  - ・サークルや同好会の活動報告（公式youtube活用）
  - ・〃〃勧誘活動
  - ・転入者への自治会情報提供
- ③自治会活動の「見える化」による透明性向上
  - ・公民館利用情報提供
  - ・各種規約の掲示
- ④外部団体との連携
  - ・京田辺市、京都府の自治体発信情報共有
- ⑤自治会からの一方向情報発信ツール
  - ※基本SNS的機能は担わない
  - ・住民間相互交信には活用しない  
（炎上や住民間トラブルの未然防止）
- ⑥（運用面）更新負荷の少ないGoogleサイトを採用
  - ・情報更新はDX部員が担当する（専門知識不要）
  - ・ランニングコストの抑制（基本外部委託しない）

組織体制

活動内容

スケジュール

**山手南自治会デジタル推進協議会**  
 委員長：自治会長  
 副委員長：副会長×2  
 事務局：総務部長  
 会計：親会計

**R4年度自治会デジタル化推進モデル事業助成金**  
 ①申請書作成：公民館館長  
 ②ハード購入&設置工事担当：公民館館長  
 (第三ブロック長)  
 ③ipad画面作成：第三ブロック長  
 ④会計(費用管理)：親会計  
 ⑤実績報告書作成：公民館館長

**山手南自治会公式ホームページ立上検討委員会**  
 委員長：総務部長  
 副委員長：第三ブロック長  
 事務局：総務部委員・公民館館長

**山手南自治会公式you tube運営委員会**  
 委員長：副会長×1  
 副委員長：公民館館長  
 アドバイザー：ローズ会(老人会)幹部

**公民館利用予約管理担当**  
 リーダー：(第二ブロック)PC担当  
 サポート：(第一ブロック)PC担当

①ホームページ画面・構成検討  
 ② " コンテンツ更新体制検討  
     ①更新内容検討  
     ②更新担当選定  
     ③ランニング費用検討  
 ③ " 作成費用見積もり検討  
 ④次年度定期総会議案上申検討

**DX (デジタルトランスフォーメーション) 部新設**

①公式you tube の新規ID登録  
 ②アップロードルール検討・決定  
 ③動画作成担当者選定(複数可)  
 ④アップロード担当者選定  
 ⑤you tube運用要領検討・決定  
 ⑥ランニング費用検討(予算化?)  
 ⑦次年度定期総会議案上申検討

**公式you tube新設**

・公民館利用予約手続き  
 (one driveデータ更新：2021年度開始)  
 ・予約状況参照URL連絡(共有)  
 ・サークル責任者への情報提供

①②～22年11月末  
 ③～22年12月末  
 ④～23年2月末

①②～22年10月末  
 ③④⑤⑥～22年12月末  
 ⑦～23年2月末

項目	11月				12月				1月				2月				3月				4月							
	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w				
大日程	11/6 定例会議				12/4 定例会議				1/8 定例会議				2/5 定例会議				3/5 定例会議				4/2 定例会議							
☆ホームページ	画面設計・コンテンツ検討				← 次年度定期総会議案上申検討 →																議案書作成							
☆You tube	動画作成・アップロード担当選定 & 運用予算化検討				← 次年度定期総会議案上申検討 →																							
ソーシャルメディア 利用規定	▼ 審議 → 意見徴収 → 11/25				文書制定																							
ホームページ管理 運用規定	▼ 審議 → 意見徴収 → 11/25				文書制定																							
You tube運用要領	▼ 審議 → 意見徴収 → 11/25				※試行期間 実際に運用し、課題抽出と解決策を検討				文書制定																			
D X 部					12/4 ▼ 暫定立上げ				※試行期間 (testサイトを利用して実際に運用し、課題抽出と解決策を反映)																4/2 ▼ 正式発足 → 本格運用			

## 文書体系図

参考資料

山手南自治会ソーシャル  
メディア利用規則(案)

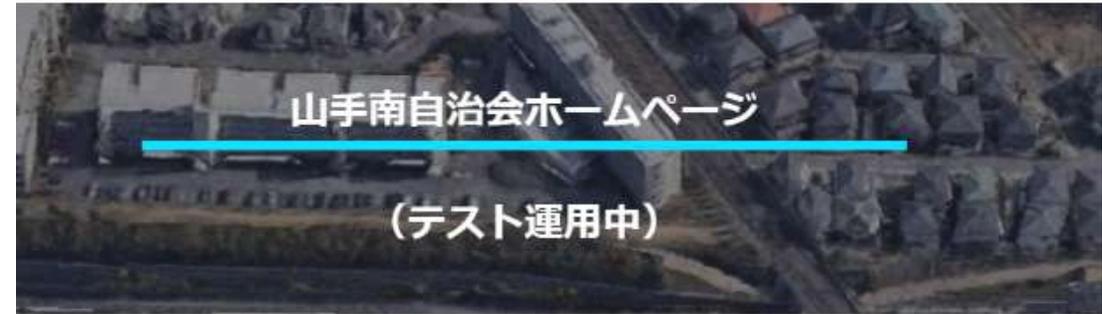
ホームページ管理運用規程(案)

管理者 会長  
責任者 2名(管理運用担当、セキュリ  
ティ担当)

山手南自治会YouTube運用  
要領(案)

システム管理者 会長  
運用管理者 総務部長

利用規則は部長班長会議、ホームページ・YouTubeについては、部長会議の審議にて改定できるものとする。



## 新着情報

- 2022.12.17 わくわく公園にてイルミネーション実施中(18まで)その他
- 2022.12.17 山手南自治会クリスマス会を開催しました(こども部)
- 2022.12.17 年末特別警戒巡回の実施にあたり上村京田辺市長から激励をいただきました(自主防災部)
- 2022.12.17 NTT西日本陸上競技部ニューイヤー親戚応援行会を行いました(後援)
- 2022.12.04 2022年度公民館予約のタイムスケジュールを掲載しました(公民館)

## 自治会各部

- 会長
- 副会長
- その他
- 公民館
- 総務
- 会計
- 社会福祉部
- 子ども部
- 自主防災部
- 防犯部
- 体育部
- 文化企画部
- 環境衛生部
- DX推進部

## 関連リンク

- 京都市ホームページ
- 京田辺市ホームページ

## 山手南自治会ソーシャルメディア利用規則(案)

山手南自治会は、所有するソーシャルメディアサービスの運営に関して、以下の利用規則を定める。

### 第1条 適用範囲

ソーシャルメディアサービスとは、インターネットを前提とした技術を用いて、発信する映像、音声、文字情報にあるコンテンツ（情報の内容）をいい、そのサービスを利用する者すべてに適用されます。

### 第2条 利用上の遵守事項

利用者はソーシャルメディアサービスの利用に際して、以下の行為をしてはならないものとします。利用者の行為が以下のいずれかに該当する場合、当該利用者に事前に何ら通知することなく、情報および内容等の削除、その他の必要な措置をとることができるものとします。

- 1.公序良俗または法律法令等に違反し、またはそのおそれのある行為
- 2.政治、宗教活動を目的とする行為や特定の個人・団体などへの誹謗中傷をする行為
- 3.犯罪的行為に結く、またはそのおそれのある行為
- 4.わいせつな表現など不適切な内容を発言する行為
- 5.他者のプライバシーを侵害する行為ならびに情報セキュリティや別途定めるプライバシーポリシーに反する行為
- 6.広告、宣伝、勧誘など営利目的に使用する行為
- 7.有害なコンピュータプログラム並びに偽装ファイル等の送信をするまたは書き込む行為
- 8.著作権、肖像権、商標権などを侵害する行為ならびにその他付帯する法律に反する行為
- 9.その他、当自治会が運営するソーシャルメディアサービスにおいて不適切と山手南自治会が判断する行為

### 第3条 第三者損害に関する遵守事項

利用者は、該当サービスの利用に関連して第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用においてかかる損害を賠償し、または当該第三者との紛争を解決するものとし、山手南自治会に一切迷惑をかけないものとします。

### 第4条 損害賠償

山手南自治会は、利用者が本規約に違反して山手南自治会に損害を与えた場合、当該利用者に対し、損害賠償を請求できるものとします。

### 第5条 免責事項

- 1.当自治会は、当自治会が運営するソーシャルメディアサービスにおける情報について、その正確性、完全性、合法性その他を保証するものではありません。
- 2.当自治会は、当該情報に起因して利用者その他第三者に損害が発生した場合、いかなる損害についても一切責任を負いません。
- 3.当自治会は、利用者により投稿されたコンテンツについて一切の責任を負いません。

### 第6条 知的財産権

- 1.利用者は、当サービスに投稿し、または山手南自治会に対して電子メール等で送信したすべての情報、内容等の著作権を、無償にて山手南自治会に譲渡し、当自治会による当該情報および内容等の利用に関して、著作者人格権を行使しないものとします。
- 2.利用者は、当サービスを通じて入手したいかなる情報、内容等について、個人的にまたは家庭内の限られた範囲内における私的使用以外の目的で複製、頒布、出版、公衆送信などしてはならないものとします。

### 第7条 個人情報等の取扱い

- 1.利用者は、プライバシーポリシーに従って個人情報等を取扱います。
- 2.利用者は、ソーシャルメディアサービスの利用の前に、プライバシーポリシーを必ず確認し、その内容に同意した上で、ソーシャルメディアサービスを利用するものとします。
- 3.利用者は、ソーシャルメディアサービスを通じて得た個人情報等に関し、ソーシャルメディアサービスの利用の範囲内において利用することができ、それ以外の利用はできないものとします。

制定日：2022年 月 日 山手南自治会長

## ホームページ管理運用規程(案)

### (目的)

第1 本規程は、山手南自治会ソーシャルメディア利用規則(以下、「利用規則」という。)に基づき、安全安心な自治会を実現することを目的として、山手南自治会におけるホームページの運用管理 について必要な事項を定めるものである。

### (ホームページ管理者及びホームページ管理運用責任者)

第2 ホームページ管理者(以下「管理者」という。)は、ホームページの管理運用及びセキュリティ対策を統括し、山手南自治会長(以下、「会長」という。)が担う。

2 ホームページ管理運用責任者(以下「責任者」という。)は、ホームページの管理運用及びセキュリティ対策を実施する。

一 責任者は、管理運用担当、セキュリティ担当に分け2名で担う。

二 責任者は、DX部員の中から、適材者2名を選出する。

### (DX部の設置)

第3 ホームページの管理運用及びセキュリティ対策を実施するためDX部を設置する。

2 DX部は、部長1名、副部長2名、部員多数をもって構成する。

一 部長は、会長が担う。

二 副部長は、責任者(管理運用担当、セキュリティ担当)2名が担う。

三 部員は、会長、副会長、及び各部から選出された者をもって構成するが、第二ブロック、第三ブロック、ローズ会からの参加を妨げるものではない。

3 DX部は次の事項を所掌する。

一 情報発信等、管理運用に関すること。

二 セキュリティに関すること。

三 利用規則に関すること。

四 ホームページ更新に関すること。

五 その他

### (部内会議)

第4 部長は、次の事項について定期的(月1回程度)に部内会議を開催し主宰する。

一 副部長(管理運用担当)は、情報発信等、管理運用状況を報告する。

二 副部長(セキュリティ担当)は、セキュリティ状況を報告する。

三 部員は、情報発信した内容を報告する。

四 情報発信内容について利用規則(知的財産権、個人情報等)違反がないか検証を行う。

五 ホームページ更新について検討を行う。

六 その他

### (管理運用)

第5 ホームページ作成・編集のアクセス権限(アカウント)は、副部長(管理運用担当)がDX部員に与える。

2 DX部員を脱退した場合は、引き継ぎが終わり次第、副部長(管理運用担当)に依頼し直ちにアクセス権限を解除する。

3 DX部員は、次の事項を所掌して情報発信する。

一 利用規則に遵守し、副部長(管理運用担当)の承認のもと発信する。

二 緊急避難勧告等、緊急性を要するものは、副部長(管理運用担当)の承認なしに発信することを認める。

三 情報発信後、情報発信内容を変更(誤記、レイアウト変更等軽微なものは除く。)、若しくは削除する場合は、副部長(管理運用担当)の承認を得ること。

四 公民館利用カレンダーについては公民館長、イベントカレンダーについては総務部長の管理のもと発信するものとする。

### (セキュリティ対策)

第6 副部長(セキュリティ担当)は、情報の保護に努め、データ破壊、改ざん、情報漏えい等の事故を起こさないよう定期的にチェック等を行う。

2 ホームページに対して、外部から不正に侵入・改ざん等の攻撃を受けた場合、コンピュータウィルスに感染した場合、副部長(セキュリティ担当)は、直ちにホームページ公開を停止する。再開にあたっては、DX部で再発防止対策を講じ部長及び副部長(セキュリティ担当)の承認のもと再開する。

3 利用規則に違反している情報(以下、「違反情報」という。)を発信したことを感知した場合、副部長(セキュリティ担当)は、直ちに違反情報を削除する。

4 違反情報を発信した者は、DX部で教育を受け部長及び副部長(セキュリティ担当)の承認が得るまで発信できないものとする。

制定日：2022年 月 日 山手南自治会長

## 山手南自治会YouTube運用要領（案）

### （目的）

第1条 本要領は、京都府 京田辺市 山手南自治会が取得したGoogleアカウント（以下、「山手南自治会YouTube」という。）を利用し、サークル活動や自治会活動などを紹介する動画をYouTubeで配信するために、必要な事項を定めるものである。

### （用語の定義）

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) YouTube：Google社が提供するインターネット上で動画を共有および公開するサービスをいう。
- (2) マイチャンネル：YouTube内で自身が投稿した動画一覧を閲覧できるページをいう。
- (3) 山手南自治会チャンネル：山手南自治会が設置および運用するYouTube内のマイチャンネルをいう。
- (4) コメント：投稿した動画に対する他ユーザーからの文章投稿をいう。

### （運営主体）

第3条 山手南自治会YouTubeの運営主体は山手南自治会とする。

- 2、山手南自治会会長をシステム管理者とし、山手南自治会YouTubeの管理を行う。
- 3、山手南自治会総務部部長を運用管理者とし、山手南自治会YouTubeの運用を行う。
- 4、運用管理者が指名した者をコンテンツ作成者とし、動画の投稿、投稿内容の更新および修正、他ユーザーからのコメントの確認等を行う。

### （アカウント運用者の明示）

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、山手南自治会チャンネルと山手南自治会公式ホームページ（※）の相互にリンクを明示する。  
※立ち上げ検討中

### （投稿内容）

第5条 山手南自治会チャンネルでは、サークル活動や自治会活動など自治会員に有益となる紹介動画を投稿する。

### （意思決定）

第6条 動画配信については、山手南自治会会長の決定を必要とする。（免責事項）

### （免責事項）

第7条 山手南自治会は、利用者が山手南自治会チャンネルを利用したことで利用者又は第三者に生じた直接又は間接的な損失について、一切責任を負わないものとする。

### （遵守事項）

第8条 システム管理者、運用管理者及びコンテンツ作成者は、情報セキュリティ関連の法律・ガイドラインを遵守し、情報管理安全対策に努めなければならない。

### （その他）

第9条 その他、本要領の実施について必要な事項は、システム管理者が別に定める。  
付則

この要領は、令和4年\*\*月\*\*日から施行する。



操作用 iPad



監視カメラ



モニター（正面）



モニター（背面）



24H電源タイマー



公民館正面入り口



玄関ホール全景



・ iPadに山手南公式ホームページ画面を表示します。

・ この液晶モニターにミラーリングし拡大表示します。  
(31.5インチ)



< iPad起動～操作方法 >

- ①ホームボタンを短く1回クリック（通常は消灯）
- ②ホームページ画面が表示されます
- ③液晶モニターは通常省電力モードで消灯しており iPad起動後約10秒でミラーリング画面が表示されます
- ④iPad表示画面でお好みのメニューをタップして閲覧、情報収集ください



ご清聴有難うございました

